

I 修正の趣旨

国の防災基本計画の修正（平成30年6月、令和元年5月）や昨年の大阪北部地震・7月豪雨等の災害への対応を踏まえ、本県の地域防災計画を修正する。

II 主な修正内容

1 国の防災基本計画の修正（H30.6月、R元.5月）を踏まえた修正

（1）神戸市の救助実施市指定に伴う対応（災害救助法の改正）

①救助実施市（神戸市）との連携（P3）

- 神戸市が救助実施市に指定されたことに伴い、県と神戸市は「兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル」に基づき、関係機関等とも連携のうえ被災者の救助を実施

兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアルの概要

救助実施市を含む複数の市町に災害救助法が適用される大規模災害時における災害救助資源（避難所の設置、炊き出し等食品・飲料水の供給等）の配分方針、調整手順、各々の役割等や連携体制を規定

②兵庫県災害対策本部への神戸市の参画（P1）

- 神戸市は、救助実施にあたっての情報連絡等のために、参与として県災害対策本部会議に出席

③応急仮設住宅の建設に係る神戸市との調整（P3, 4）

- 県は、神戸市分をとりまとめるうえ協定団体〔（一社）プレハブ建築協会等〕に応急仮設住宅の建設を要請

④県の災害救助基金の取扱（P1）

- 県は、災害救助基金の積立額から神戸市相当分を減額（神戸市は、県と同様に災害救助基金を積立て）

（2）5段階の警戒レベルでの防災情報の提供

○5段階の警戒レベルでの避難勧告等の発令（P4～7）

- 市町は、5段階の警戒レベルに応じて「警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始」「警戒レベル4、避難勧告・避難指示（緊急）」、可能な範囲で「警戒レベル5、災害発生情報」を発令（市町の伝達文例にも、警戒レベルを明記）

[避難のタイミングを明確化]

レベル3: 高齢者等避難		レベル4: 全員避難		防災気象情報
警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき行動	行動を促す情報		
警戒レベル5	命を守る最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)		
警戒レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)		
警戒レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始		

（3）南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

○南海トラフ地震臨時情報発表時の災害応急対策の実施（P7～11）

- 県は、気象庁から発表された情報の内容に応じて、以下のとおり災害応急対策を実施

情報名	キーワード	情報発表条件	県の災害応急対策
南海トラフ地震臨時情報	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	①情報の収集、市町等関係機関や住民等への伝達 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表に備え役割や実施体制等の確認
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（東側での半割れ）	①情報の収集、市町等関係機関や住民等への伝達 ②災害警戒本部、災害警戒地方本部の設置 ③県民の災害への備え等の再確認の周知、呼びかけ ④県が管理、運営する施設の点検等
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等（東側での一部割れ等）	①情報の収集、市町等関係機関や住民等への伝達 ②地震災害対策連絡会議の開催 ③県民の災害への備え等の再確認の周知、呼びかけ ④県が管理、運営する施設の点検等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	○情報の収集、市町等関係機関や住民等への伝達

（4）要配慮者利用施設に係る避難確保計画の策定等（水防法、砂防法の改正）

①避難確保計画の策定（P12, 13）

- 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、病院等）の所有者または管理者は、避難確保計画を策定

②避難訓練の実施（P12, 13）

- 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画に基づく避難訓練を実施

③市町による作成指示（P12, 13）

- 市町は、避難確保計画を作成していない施設の所有者または管理者に対して、同計画の策定を指示



【要配慮者利用施設への説明会（宝塚市）】

2 平成30年度の災害等を踏まえた修正

(5) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく職員の派遣

○災害マネジメント総括支援員等の派遣 (P14)

- ・県及び市町は、総務省に事前に登録した職員を被災市区町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及びそれを補佐する災害マネジメント支援員として派遣



【災害マネジメント総括支援員による被災市への助言】

(1) 危険ブロック塀の倒壊防止対策

○危険ブロック塀の撤去への支援 (P15)

- ・県は、危険ブロック塀の撤去を支援

危険ブロック塀等撤去支援事業の概要 (H30年度～)

個人住宅、幼稚園・保育所・認定こども園、社会福祉施設におけるブロック塀の撤去費用を市町を通じて支援

- (1) 対象経費：ブロック塀等の撤去に要する経費
- (2) 補助上限額：①個人住宅 200千円
②幼稚園・保育所 900千円
③社会福祉施設 1,600千円

(2) 災害時帰宅困難者等への支援

①通勤・通学困難者を支援対象に追加 (P15, 16)

- ・支援の対象として、帰宅困難者に加えて通勤・通学困難者を追加

②市町の取組支援 (P15)

- ・県は、市町の一時滞在施設の確保等の取組を支援

市町の一時的滞在施設確保に向けた取組の支援状況

三宮駅周辺の帰宅困難者等への対策として、ラッセホールやひょうご共済会館など、県関係施設を一時的滞在施設として活用できるよう県と神戸市との間で協定を締結
(締結済：2施設、9月締結予定：4施設)

(3) 企業における防災・減災対策の推進

○企業のBCP策定支援 (P16)

- ・県は、災害時において事業の継続が図られるよう、企業の事業継続計画 (BCP) 策定に向けて支援

企業BCP策定支援事業の概要 (R元年度～)

- (1) BCP策定セミナー開催補助
各商工会議所、商工会を対象に、BCP策定セミナーの開催に要する経費を支援
- (2) BCP策定補助
県内の事業所を対象に、帰宅抑制に係る規定を含むBCP策定に要する経費を支援



【企業BCP策定セミナー開催の様子】

(4) 避難対策の充実

①「ひょうご防災ネット」の普及促進 (P17)

- ・県は、「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図り普及を促進

ひょうご防災ネットスマートフォンアプリの概要

ひょうご防災ネットとは、災害発生時等の緊急時に、緊急気象情報（地震、津波、気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報、竜巻注意情報等）や避難情報等をいち早く県民・市民の方々に発信するシステム《主な機能》

- ①いざという時に備え「マイ避難カード」を作成
- ②避難に関する情報や各種気象情報などをプッシュ通知
- ③避難場所を地図で検索
- ④12 外国語対応
 - ※中国語（簡体字、繁体字）、英語、フランス語、ドイツ語、インドネシア語、イタリア語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語
- ⑤3 箇所の市・町の登録が可能
- ⑥音声読み上げ
- ⑦防災情報リンク集



②「マイ避難カード」の普及による県民の避難意識の向上 (P17, 18)

- ・県、市町は、「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、県民の避難意識を向上
- ・自主防災組織は、地域における「マイ避難カード」作成を普及促進

「マイ避難カード」とは

想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておくカード

(5) 災害時要援護者対策の推進

○防災と福祉の連携の促進 (P18, 19)

- ・県は、防災と福祉の連携の促進を図るため、市町や地域の取組を支援するとともに、人材育成や情報発信を実施

防災と福祉の連携促進モデル事業 [H30 年度：播磨町・(旧)篠山市、R 元年度：36 市町]

- (1) 福祉専門職を対象とする防災力向上研修
 - ・ケアマネジャーや相談支援専門員を対象に個別支援計画作成のための演習や講義を実施
- (2) 地域住民を対象とする福祉理解研修
 - ・モデル地区の住民（自主防災組織等）や民生委員等を対象に、障害や認知症について学ぶ勉強会を実施
- (3) 個別支援計画の作成・アセスメント
- (4) 個別支援計画を検証するための避難訓練
- (5) 防災と福祉の連携促進シンポジウム
 - ・モデル事業の取組や、福祉専門職に対する研修事業等の成果を報告



【播磨町での防災訓練の様子】

(6) 災害ボランティア活動に対する支援の充実

①団体・NPO との連携体制の構築 (P19)

- ・県、市町は、ボランティア団体に加え、NPO や中間支援組織も含めた連携体制を構築

災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の概要 (H29. 4 拡充)

災害時における災害救援ボランティアが最大限の力を発揮できるよう、支援関係機関・団体の相互ネットワークを強化することにより、迅速かつ効果的な支援体制を構築

- ・構成団体：48 団体（県域団体、中間支援 NPO、行政、社協、学識経験者 等）



【災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議】

②ボランティアの活動助成 (P19)

- ・県、ボランティアプラザは、災害時のボランティア活動に対する支援を実施

大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトの概要 (R 元年度～)

大規模災害時に被災者の生活の早期復旧、自立を支援するため、被災地でボランティア活動を行う団体・グループを支援

- (1) 対象者：5 人以上で構成する団体・グループ（代表者は 20 歳以上）
- (2) 対象活動：被災者支援活動（被災住宅のがれき撤去、泥かき、避難所運営支援等）
- (3) 対象経費：交通費、宿泊費
- (4) 助成額：1 団体グループにつき 200 千円



【災害救援ボランティアの活動風景(岡山県)】

(7) 市町の応援・受援・業務継続体制の構築及び充実

○市町の受援体制等に係る研修の実施 (P20)

- ・県は、市町の業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施

H30 年度兵庫県市町業務継続計画及び受援計画研修会の内容

- (1) 日時：平成 30 年 11 月 19 日（月）13:00～15:30
- (2) 場所：兵庫県災害対策センター1 階災害対策本部室
- (3) 参加者数：42 名（各市町、県民局）
- (4) 内容：業務継続計画及び受援計画の最新の動向、神戸市の事例紹介 等



【H30 市町業務継続計画及び受援計画研修会】

(8) 日本海沿岸の津波対策の推進

①日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラムの推進 (P20)

- ・県、市町は、アクションプログラムに基づき、ハード・ソフト両面からの津波災害対策を実施

日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラムの概要

日本海沿岸地域の地震・津波に備えるため、津波防御対策等のハード対策に加え、津波避難対策等のソフト対策を実施

- (1) 推進主体：県、豊岡市、香美町、新温泉町、県民
- (2) 計画期間：令和元年度～令和10年度（10箇年）
- (3) 減災アクション
 - ①県土空間の耐震と耐津波を進める
 - ②県民と行政の災害対応力を高める
 - ③被災生活支援と復旧復興への体制を整える

②日本海沿岸における防潮堤等の整備 (P21)

- ・県は、日本海における大規模地震・津波を想定した防潮堤や水門の整備等を実施

日本海津波防災インフラ整備計画に基づく整備内容

日本海沿岸部の特徴に応じた効果的かつ効率的な津波対策を計画的に推進

- (1) 対象施設：県が管理する防潮堤、河川堤防、陸閘、水門、防波堤等
- (2) 計画期間：2019年～2028年（10箇年）
- (3) 事業内容



【陸閘(香美町無南垣)】

市町名	地区名	主な対策内容
豊岡市	気比、津居山・瀬戸、竹野、濱須井	気比川堤防嵩上げ等
香美町	無南垣、浦上、沖浦、香住、下浜、余部	香住海岸防潮堤整備等
新温泉町	居組	結川堤防嵩上げ等

(9) 社会基盤施設の老朽化対策の推進 (ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画)

○社会基盤施設の修繕・更新等 (P21, 22)

- ・県、市町は、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づき社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を実施

ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(改定)に基づく整備内容

○対策の方針

- ・損傷等があり、計画的な対策が必要な施設は、2028年度までに対策を概ね完了
- ・点検で内部の損傷等の確認が困難な排水機場等の機械・電気設備は、損傷の度合いにかかわらず、分解整備・更新等の対策を定期的実施



【橋梁下面の点検の様子】

区分	施設
道路	橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路法面施設 等
河川・海岸	排水機場、水門、陸閘、ダム施設、防潮堤、矢板護岸 等
港湾	岸壁等係留施設、防波堤等外郭施設
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
下水	下水道施設
公園	公園施設

(10) 山地防災・土砂災害対策の推進 (第3次山地防災・土砂災害対策計画)

①人家等保全対策 (P22)

- ・県は、土砂災害特別警戒区域に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所、治山ダムや砂防堰堤等を重点的に整備

②流木・土砂流出防止対策 (P22, 23)

- ・県は、人口林率の高い谷筋や0字谷の存在する山腹斜面において、流木災害や崩壊のおそれがある箇所に治山ダムや山腹工を整備

③災害に強い森づくり (P23)

- ・県は、人工林が大半を占め、谷上流部に勾配30度以上の凹型斜面がある15度未満の溪流で、災害緩衝林の造成を推進

第3次山地防災・土砂災害対策計画に基づく整備内容

- (1) 計画期間：2018年度～2023年度（6箇年）
- (2) 整備箇所数
 - ・人家等保全対策 …… 828箇所
 - ・流木・土砂流出防止対策 …… 240箇所
 - ・災害に強い森づくり …… 38箇所



【砂防堰堤(豊岡市竹野町轟)】

(11) 防災重点ため池の選定と第2次ため池整備5箇年計画の推進

①防災重点ため池の選定 (P23)

- ・県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として選定

②ため池の改修等 (P23)

- ・県は、「第2次ため池整備5箇年計画」に基づき、改修が必要なため池の整備及び利用実態・管理実態のないため池の廃止を推進

③ため池災害の普及啓発 (P23, 24)

- ・県は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、ため池管理者に対し、点検・改修方法についての技術指導を実施
- ・市町は、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供

第2次ため池整備5箇年計画に基づく整備内容

(1) ため池整備の実施

- ① 実施主体：県・市町
- ② 事業内容：水害対策…漏水等が生じた堤防の改修、洪水吐等の整備
地震対策…耐震性が不備な堤防の補強
- ③ 事業規模：430箇所

(2) 利用実態のないため池の廃止

- ① 実施主体：市町
- ② 事業内容：利用・管理実態のないため池の堤体開削工事を実施し、廃止を促進
- ③ 事業規模：300～400箇所

(3) 計画期間：2019年度～2023年度（5箇年）



【清水谷池(神戸市西区押部谷町)】

(12) 関西電力における災害予防・応援体制の充実

関西電力は、平成30年9月の台風21号により長時間にわたる停電が発生したことを受けて、以下の対策を実施

①関係機関との相互連携協力体制の構築 (P24, 25)

- ア. 災害の発生に備え、自治体（地方防災会議、各災害対策本部等）や防災関係機関（地方気象台、消防署、自衛隊等）、他電力会社等と協調
- イ. 地域住民等の安全確保に寄与するため、自治体等からの要請に応じて、所有施設の津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入、ポータブル発電機の貸出等を検討・協力

②災害予防に関する事項 (P25, 26)

- ア. 災害に関する専門知識の普及、検討会・講演会の開催等により従業員に対する防災教育を実施
- イ. 参加者自身の判断が求められる実践的な防災訓練を実施
- ウ. 自治体等の被害想定に基づいた避難マップを作成し従業員に周知するとともに、津波の到達時間が早く、避難が困難な事業所は屋上避難階段の設置や事業所の高台移転等の措置を実施

③復旧用資機材等の確保および整備 (P26)

- ・ 平常時から復旧用資機材（資材、工具、消耗品等）、輸送手段等の確保に努めるとともに、食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄を実施

④応急対策 (P28～33)

- ア. 防災体制（地域における防災体制、総本部の設置基準、体制の確立）
- イ. 災害応急対策に関する事項（災害時における情報の収集・連絡・集約、通話制限）
- ウ. 災害時における広報（広報活動、広報の方法）
- エ. 要員の確保（対策組織要員の確保、復旧要員の広域運営）
- オ. 復旧用資機材の確保（調達、輸送、復旧用資機材置場等の確保）
- カ. 電力の融通
- キ. 危険予防措置
- ク. 応急工事（基本方針、応急工事基準、安全衛生）
- ケ. ダムの管理（管理方法、洪水時の対策、通知・警告、ダム放流）
- コ. 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項（情報伝達・避難誘導、津波からの避難、津波襲来に備えた措置）
- サ. 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置（特別巡視・特別点検、通信網の確保、応急安全措置）
- シ. 災害復旧に関する事項（復旧計画、復旧順位）



【関西電力(株)の訓練の様子①】



【関西電力(株)の訓練の様子②】